

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）における  
横浜市出展「横浜市民活動フィールド」事業に関する協賛募集要項

2027年国際園芸博覧会（以下、「GREEN×EXPO 2027」という。）は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

このたび、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、この GREEN×EXPO 2027 において、会場の SATOYAMA Village 内に横浜市出展「横浜市民活動フィールド」を、公園愛護会をはじめとした、市民の皆さまが活動・活躍するフィールドとして整備します。この横浜市民活動フィールドにおいて、参加者が生物多様性・環境の視点を深め、地球と共に生きることへの気づきを得られるプログラム等を提供することに協賛いただける企業・団体を募集します。

## 1 横浜市民活動フィールドの活動理念

横浜市民活動フィールドでは、横浜市民が培ってきた市民力をいかした花や緑あふれるフィールドづくりを推進することで、参加者が生物多様性・環境の視点を深め、地球と共に生きることへの気づきを得られる機会を提供します。本活動を通じた市民同士の交流を促進し、フィールドの魅力発信によって新たなつながりを生み出す好循環を形成することで、環境と共生した「地球とともに生きる未来社会」の実現を目指します。

## 2 協賛の方法

横浜市民活動フィールドでは、「展示・プログラム協賛」と「支援協賛」の2種類の方式で資金・物品・役務をご提供いただきます。なお、物品には施設等の不動産を含みます。

### (1) 展示・プログラム協賛

「展示・プログラム協賛」は、協賛いただく企業・団体等との対話を重ねながら、横浜市民活動フィールド内に施設や展示物の設置やワークショップの開催などソフトコンテンツを実施していただくなど、横浜市民活動フィールドの活動理念に合致する展示やプログラムを提供いただく制度です。

本協賛は、実施に必要な資金・物品・役務の提供に加え、協賛いただく企業・団体等がお持ちの理念等を実行委員会が理解したうえで、GREEN×EXPO 2027 の背景を踏まえたプログラムを実施していただきます。

※事例：資源循環の仕組みを紹介する展示、体験プログラム、堆肥化プロセスの可視化など、  
横浜市民活動フィールドの活動理念実現に資する取組

### (2) 支援協賛

「支援協賛」は、横浜市民活動フィールドを共に創り上げるための資金・物品・役務を、企業・団体等にご協賛いただく制度です。

本協賛は、「資金提供」、「物品提供」、「無償貸与」、「役務提供」の4種類を設定します。

ア 資金提供

横浜市民活動フィールドの事業実施に要する資金（以下「協賛金」という。）をご提供いただきます。

イ 物品提供

別紙「協賛募集リスト」にある横浜市民活動フィールドの事業実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）をご提供いただきます。

※詳細は別紙「協賛募集リスト」をご確認ください。

※「協賛募集リスト」については、随時追加していく予定です。

ウ 無償貸与

別紙「協賛募集リスト」にある横浜市民活動フィールドの事業実施に要する協賛物品を協賛者所有のまま無償で貸与いただきます。

※会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

エ 役務提供

横浜市民活動フィールドの事業実施に要する広告宣伝・観客誘致及び役務等をご提供いただきます。

※事例：横浜市民活動フィールドの認知度を高め、市民の参加機運を醸成するためなどの広報等に関する取組

(3) 協賛における留意事項

ア 物品等の納入・設置・運用・修繕・撤去・回収等にかかる費用は、原則として協賛者にご負担いただきます。

イ 提供物品等に瑕疵が存在していた場合、原則として、協賛者の負担において遅滞なく回収・交換・補修等を行っていただきます。

3 協賛規模の算定方法

物品・役務の協賛規模は金額換算に基づいて算定し、原則として定価を用います。定価の提示が難しい場合は、見積事例などを示す資料のご提供をお願いします。詳細については、別途協議の上で対応します。

※物品等の納入・設置・運用・修繕・撤去・回収等にかかる費用についても金額換算の対象とします。

4 協賛特典

協賛企業・団体には、協賛内容を金額換算したうえで、以下に掲げる特典の一部または全部を提供する予定です。なお、以下の特典は今後変更となる場合があります。特典の利用方法やその他の詳細については、個別にご案内いたします。

(1) 呼称権

横浜市民活動フィールドとの関わりを示す呼称を表示する権利

(ただし商品への使用は除く)

(例) 当社は、GREEN×EXPO 2027 に出展する横浜市出展「横浜市民活動フィールド」の  
○○パートナーです。

(2) 名称表示権

社名等を実行委員会が用意する媒体へ表示する権利

(3) 感謝状

実行委員会から、協賛企業・団体に対する感謝状

		500 万円 以上 (税抜)	100 万円 以上 (税抜)	100 万円 未満 (税抜)
呼称権	トリプルスターパートナー☆☆☆	○		
	ダブルスターパートナー☆☆		○	
	シングルスターパートナー☆			○
名称表示権	横浜市民活動フィールドホームページ での協賛企業・団体名一覧	大	中	小
	横浜市民活動フィールドに設置するサ イン等での協賛企業・団体名一覧	大	中	小
感謝状	感謝状の贈呈	○	○	○

※トリプルスターパートナー☆☆☆は、協賛金額等により、協賛特典を別途定めることがあります。

## 5 申込方法

(1) 申込受付期間

展示・プログラム協賛及び支援協賛は本要項公開後に開始し、募集内容が充足し次第申込  
受付を終了します。

(2) 申込方法

電子メール

(3) 申込先

GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会協賛事務局

(事務局：横浜市みどり環境局戦略企画課)

E-mail：mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名は「【提出】横浜市民活動フィールド協賛申込書（企業・団体名）」として  
ください。

(4) 提出書類

- ア 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。
- イ 各様式は横浜市民活動フィールドホームページからダウンロードしてください（郵送による提供は行いません）

<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/>

- ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- エ 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し、提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。
- オ 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、協賛参加資格を失うことがあります。
- カ 一度提出された提出書類の訂正及び差替等は認めません（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、実行委員会が指示する場合は除く）。

**【申込に必要な書類等】**

- ①横浜市民活動フィールド 協賛参加申込書（様式1）
  - ②登記事項証明書（権利能力なき社団の場合は、提出書類を個別にご案内いたします。）
  - ③誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）（様式2）
  - ④複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員）（様式3-1）
  - ⑤複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書（代表構成員以外）（様式3-2）
  - ⑥複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員の関係を説明する資料（団体規約・関係図等）
- ※ 複数の企業・団体等での申込の場合、②、③は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることがあります。

**(5) 質問受付**

質問は随時受け付けます。

**ア 提出方法**

「横浜市民活動フィールド 協賛参加」質問票（様式4）に質問内容を記載し、電子メールで提出してください。

**イ 提出先**

GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会協賛事務局  
（事務局：横浜市みどり環境局戦略企画課）

E-mail：mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名は「【質問】横浜市民活動フィールド協賛（企業・団体名）」としてください。

**(6) 提出の確認**

各提出書類が送信された電子メール宛てに実行委員会から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。実行委員会からの返信メールが届かない場合は、電話で次の時間帯

に問い合わせてください。

電話番号：横浜市みどり環境局戦略企画課（045-671-4214）

※受付時間：平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から17時まで

#### （7）費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、協賛者の負担とします。

### 6 提案後の流れ

- （1）申込終了後、提出書類に基づき、横浜市民活動フィールドの活動理念への適合性等について、事務局による審査を行います。審査結果は提出後1か月程度でご連絡します。また、提出書類の内容等について問い合わせする場合があります。
- （2）協賛の実施にあたり、協賛企業・団体と実行委員会は、契約締結の日から令和9年12月10日までを期間として協賛内容等に関する協賛契約書の取り交わしを行います。

### 7 提案時の留意事項

- （1）個人（個人事業者を除く）からのご提案は受け付けません。
- （2）協賛者（協賛に関係する者を含む）及び提供内容が次に該当する場合は、受付はできません。
  - ア 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合
  - イ 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
  - ウ 政治的、宗教的な要素を含む場合
  - エ 公共性及び公平性が担保できない場合
  - オ その他、実行委員会が連携を行うにあたり不適合と判断した場合
- （3）複数の企業・団体等を構成員として協賛参加申込をするときは、各構成員が（2）に掲げる要件に該当していないことが必要です。

### 8 問合せ先

GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会協賛事務局

（事務局：横浜市みどり環境局戦略企画課）

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 ~~30~~階

E-mail：mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

電話：045-671-4214